

株主各位

第93期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示情報

法令および当社定款第16条の規定に基づき、下記の事項につきまして、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様を提供しております。

会社の支配に関する基本方針

連結計算書類の注記表

計算書類の注記表

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

日本製麻株式会社

7. 会社の支配に関する基本方針

① 当社の支配に関する基本方針

当社は、上場会社として、当社の株式について株主、投資家の皆様による自由な取引が認められている以上、当社の株式に対する大量の買付行為またはその提案がなされた場合においても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであればこれを否定するものではなく、最終的には株主の皆様判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社グループの事業は、産業資材事業、マット事業、食品事業、不動産開発事業等幅広く展開しており、当社の経営に当たっては、専門的な知識と経験の他、当社の企業理念および企業価値の様々な源泉ならびに国内外顧客・従業員および取引先等のステークホルダーとの信頼関係を十分に理解することが不可欠です。

従いまして、当社は、会社法施行規則第118条に定める、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、これらを十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならぬと考えております。

逆に言えば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあるなど、濫用的な買付等を行う買付者および買付提案者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような買付に対しては、当社は必要かつ相当な対応策をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

具体的には、大量買付行為のうち、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益を明白に侵害するおそれのあるもの、強圧的二段階買付等株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、買付に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を当社に与えることなく行われるもの、買付内容を判断するために合理的に必要な情報を株主の皆様が十分に提供することなく行われるもの、買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性等）が当社の企業価値に鑑み不十分または不適当であるもの等は、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益に資さないものと判断いたします。

よって、当社は、当社株式に対する買付が行われた際に、買付に応じるか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要であると考えます。

② 当社基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社グループは、当社の経営の基本方針に従い、これまで進めてまいりました新中期経営計画を引き続き継続するとともに、積極的な経営を断行することにより持続的成長を実現させていきます。

当社の経営の基本方針は、「産業は公共の福祉をはかれをモットーとする」であり、この基本方針を実現するために、「魅力ある商品で、お客様に豊かな生活を提供する」、「自然環境を保護し、地球と共存する」、「時代を先取りし、世界の市場に貢献する」、「人間性を尊重し、活力・魅力ある企業をつくる」ことを目指しております。

中長期的な経営戦略としましては、前中期経営計画の成果を維持しつつ、食品事業およびマット事業の生産設備の見直しを図り、「販売拡大」に重点をおいた新中期経営計画を策定し、取り組んでまいります。

具体的には、①産業資材事業につきましては、従来のジュート製品、産業資材製品の拡販とともに材質性能を生かした災害対応商品の開発を進めてまいります。②マット事業につきましては、子会社での自動車用フロアマットの一貫生産の強みとデザイン重視を強化するとともに、迅速な顧客対応を進め、売上および利益増を図ります。③食品事業につきましては、レトルト工場の設備投資による販売量の拡充および差別化商品の開発を強化いたします。パスタ商品は、当社のコンセプトである「日本人になじむ食感」に特化し、食の安全を厳格に確保しつつ、生産ライン・作業工程の見直しなど生産の効率化を図り拡販を図ってまいります。

さらに、その推進体制としては商品の開発・生産を推進する「事業部制」と国内をブロックに分割して地域密着型の営業を行う「支店制度」が確立しており、販売と生産がバランス良くかみ合う推進体制により、高い競争力の実現と収益力確保をめざしてまいります。

海外事業におきましては、いち早くタイ国に拠点をつくり、現在では、東南アジア地域をはじめ、中国、中東諸国、豪州等に販路を拡大しております。また、海外事業の成長が国内事業の発展にもつながる体制が構築され、海外での情報を独自性と競争力をもつ商品開発に生かすとともに、今後さらに国内における海外企業との競争激化が予想されるなか、当社の海外商品戦略を強力に推進してまいります。

このように当社は、顧客に対して高いブランド価値に基づいた商品の提案を長年にわたり積み重ねてきたことが、現在の企業価値の源泉になっており、企業文化の継続・発展が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を最大化することにつながると考えております。今後も、中長期的な目標を見据えた堅実な経営を基本としながら、経営資源の配分の見直しや戦略的投資を行い、より競争力を高め企業の成長を推進してまいります。

また、当社はコンプライアンス体制の充実が社会全体からますます求められており、これを経営上の重要課題と認識し、内部統制システムの体制強化を図ることにより、顧客や株主の皆様はもとより社会全体から高い信頼を得るように努めてまいります。

上記取り組みを着実に実行することで、当社の持つ経営資源を有効に活用するとともに、様々なステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させることが、当社および当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資することができると考えております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、2009年5月13日開催の取締役会において、「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「旧プラン」といいます。）の導入について決議し、発効いたしました。この際、旧プランの重要性に鑑み、2009年6月26日開催の当社第81期定時株主総会に議案とさせていただき、株主の皆様のご承認をいただいております。

2012年4月20日開催の取締役会において、その後の買収防衛策をめぐる動向を踏まえ、「当社株式の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の一部改訂・継続」（以下、改訂後のプランを「本プラン」といいます。）を決議し、2012年6月28日開催の当社第84期定時株主総会に議案とさせていただき、株主の皆様のご承認をいただいております。

改訂の概要は、①買付者等が回答を行う情報提供期間を設定したこと、②買付者等の買付け等の評価を行う評価期間につき、上限を設定し、それ以上の延長をできないものとしたこと等の2点です。

本プランは、仮に当社株式に対する買付その他これに類似する行為またはその提案（以下、総称して「買付」といいます。）が行われた場合、買付を行う者またはその提案者（以下、総称して「買付者」といいます。）に対し、遵守すべき手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間ならびに買付者との交渉の機会の確保をしようとするものであります。

当社は、本プランにより、当社基本方針に照らして、当社の企業価値および株主の皆様のご共同の利益を明白に侵害するおそれのある買付者によって、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値が毀損され、株主の皆様にとって不本意な形で不利益が生じることを未然に防止しようとするものであります。

本プランは、買付者が当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付または当社が発行者である株券等について、公開買付に係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付のいずれかにあたる買付（以下、「対象買付」といいます。）を行った場合に、新株予約権の無償割当て、または法令および当社定款に照らして採用することが可能なその他の対抗措置（以下、単に「その他の対抗措置」ということがあります。）を行うか否かを検討いたします。

当社取締役会は、対象買付がなされたときまたはなされる可能性がある場合、速やかに当社取締役会から独立した特別委員会を設置いたします。この特別委員会は、当社取締役会から独立して本プランの発動および不発動に関し、審議・決定いたします。

当社株式について買付が行われる場合、当社は、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、対象買付を行う買付者には、買付の実行に先立って、当社取締役会に対して、買付者の買付内容の検討に必要な情報を記載したうえ、買付者が買付に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を提出していただきます。

その後、特別委員会は、買付者からの意向表明書および要求する情報ならびに当社取締役会からの意見・資料・情報等を受領し、買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集ならびに買付者の買付内容と、当社取締役会が提示する代替案の検討および比較等を行います。

特別委員会は、特別委員会の判断が当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益に資するものとなるように、当社の費用により、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の専門家など、独立した第三者の助言を得ることができるものといたします。

また、特別委員会の判断の透明性を高めるため、同委員会は、意向表明書の概要、買付者の買付内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会から提示された代替案の概要その他特別委員会が適切と判断する事項について、株主の皆様に対し速やかに情報開示を行います。

当社は、買付者が本プランに定める手続を遵守しない場合、あるいは遵守した場合であっても買付者による買付が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす恐れのある買付であるなど、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行うことが相当と認められる場合、特別委員会の勧告に基づき、当社取締役会が対抗措置の発動および不発動を決定いたします。

この新株予約権は、当社取締役会が定める一定の日における当社の最終の株主名簿に記録をされた株主に対し、その所有する当社株式（但し、当社の有する自己株式を除く。）1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を割当ていたします。

新株予約権の目的である株式の数（以下、「対象株式数」という。）は1株であり、新株予約権の行使に際して出資される財産は、金銭とし、金1円で、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定する金額に対象株式数を乗じた価額といたします。その際、一定の買付者等による権利行使が認められないという行使条件および当社が当該買付者等以外の者から当社株式1株と引き換えに新株予約権1個を取得する旨の取得条項が付されております。

また、当社は、当社の企業価値および株主の皆様の共同利益の維持・向上を図る観点から、当社取締役会の決議により、本プランの有効期間中、定時株主総会で承認いただいた本プランの趣旨に反しない範囲内で、本プランの見直し等を行うことがあります。しかし、本プランの有効期間中であっても、見直し等の範囲を超える重要な変更が必要になった場合は、当社株主総会において株主の皆様のご承認を得て本プランの廃止または変更を行うことがあります。

本プランは、新株予約権の無償割当てが実施されていない場合、株主および投資家の皆様に直接的な影響が生じることはありません。

当社取締役会が本新株予約権無償割当ての決議において別途定める一定の日における株主の皆様に対し、保有する株式1株につき1個の割合で本新株予約権が無償で割当てられます。株主の皆様は、無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となりますので、申込みの手続等は不要です。

そして、当社が、当社取締役会の決定により、新株予約権の行使条件のもと、新株予約権を行使することができない買付者（以下、「行使制限買付者」といいます。）以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付する場合、行使制限買付者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込をすることなく、当社株式を受領することとなるため、保有する当社株式の希釈化は生じません。

当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、当社は、法定の手續に従い、当社取締役会が別途定める日をもって本新株予約権を取得し、これと引き換えに株主の皆様へ当社株式を交付いたします。なお、この場合、係る株主の皆様には、別途ご自身が行使制限買付者でないこと等についての表明書面等を当社所定の書式によりご提出いただく場合があります。

④ 具体的な取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

前記②に記載した当社基本方針の実現に資する特別な取り組みおよびそれに基づく様々な施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、前記③に記載のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会において株主の承認を得た上で導入されたものであること、その内容として合理的な客観的発動要件が設定されていること、弁護士・大学教授・公認会計士等の社外有識者から構成される特別委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず特別委員会の判断を経ることが必要とされていること、特別委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができること、有効期間を約3年間に限定している上、取締役会により、何時でも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

- (注) 1. 本事業報告中に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切捨てて表示しております。
2. 本事業報告中での記載金額には、消費税等が含まれておりません。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社…………… 2社

サハキット ウィサーン カンパニー リミテッド

サハキット ウィサーン ジャパン株式会社

2. 持分法適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数… 1社

会社の名称

PCP Sahakit India Limited Liability Partnership.

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社であるサハキット ウィサーン カンパニー リミテッドおよびサハキット ウィサーン ジャパン(株)の決算日は12月31日であり、連結決算日との差は3ヶ月以内であるため、当該連結子会社の事業年度に係る財務諸表を基礎として連結を行っております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

②デリバティブ

時価法

③たな卸資産

主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

主として定額法

（リース資産を除く）

また、当社において2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

②無形固定資産

定額法

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法に
よっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れの損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。また、在外子会社は個別の債権の回収可能性を検討して計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る負債の計上基準

当社および連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産および負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めて計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を適用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

外貨建取引の為替変動リスクを回避するため、先物為替予約取引（主として包括予約）を行っております。

ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避するために、外貨建買掛金および成約高の範囲内で為替予約取引を行うこととし、投機目的のための取引は行わない方針であります。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジの有効性については、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額の累計を基礎に評価しております。

(7) 消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

1. 固定資産

(1) 当連結会計年度の連結貸借対照表に計上した金額

有形固定資産	1,090,820千円	(内、海外連結子会社計上額	393,822千円)
無形固定資産	19,612千円	(内、海外連結子会社計上額	9,347千円)

(2) 見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループでは、固定資産の減損会計において、セグメントを主な基準に、会社又は事業所等の独立の最小のキャッシュ・フローの単位に基づき、資産のグルーピングを行っております。減損の兆候が存在する資産グループについては、減損の認識判定の結果、必要なものについて減損損失を計上することとしております。

営業損益が継続的にマイナスとなっている資産グループ(当連結会計年度におきましては、海外連結子会社)については減損の兆候があることから、経営者の作成した利益計画を基礎として割引前キャッシュ・フローを見積り、認識判定を行っております。

実際の業績が当該見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結貸借対照表において、固定資産の金額に影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結貸借対照表に計上した金額

繰延税金資産	26,779千円
--------	----------

(2) 見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

将来事業計画により見積もられた将来の課税所得に基づき、繰延税金資産を計上しており、将来の事業計画における将来の業績予測については、販売市場の需要予測および原料価格の市況推移の見込み等といった重要な仮定を用いております。

繰延税金資産の回収可能性は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号）で示されている会社分類の妥当性、将来の課税所得の十分性、将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジューリング等に依存し、実際に生じた解消時期および解消金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度において繰延税金資産を認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響は、当社グループは、事業によってその影響や程度が異なるものの、現在も継続しており、当該影響を予測することは困難であると判断しておりますが、2021年度においても一定期間は影響が継続するとの仮定し、繰延税金資産の回収可能性および固定資産の減損会計等の見積りを行っております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保提供資産

担保に供している資産は次の通りであります。

財団を組成して担保に供している資産	建物及び構築物	193,312千円
	機械装置及び運搬具	22,536千円
	土地	451,940千円
	計	667,788千円
その他担保に供している資産	建物及び構築物	22,265千円
	投資有価証券	93,973千円
	土地	324,181千円
	計	440,421千円

担保対応債務は次の通りであります。

長期借入金 (1年内返済予定分を含む)	115,867千円
社債〔銀行保証付無担保社債〕 (1年内償還予定分を含む)	75,000千円
計	190,867千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

2,855,258千円

3. 受取手形割引高

9,414千円

連結損益計算書に関する注記

1. 有形固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

建物及び構築物	398千円
機械装置及び運搬具	3千円
計	402千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類および総数 (普通株式) 3,673千株

2. 配当に関する事項

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2021年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り付議する予定であります。

普通株式の配当に関する事項

・配当金の総額	10,998千円
・1株当たり配当金	3円
・基準日	2021年3月31日
・効力発生日	2021年6月28日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取り組み方針

- ① 当社グループは、主に食品事業、マット事業の設備投資計画に照らし、銀行等金融機関からの借入により必要な資金を調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産等で運用し、短期的な運転資金については銀行借入により調達しております。
- ② デリバティブ取引は内部管理規程に従い、投機的な取引は行わない方針であり、為替変動リスクの軽減のため利用しております。

- (2) 金融商品の内容およびリスクならびにリスク管理体制

- ① 営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されており、与信管理規程に沿って回収および残高の管理を行い、リスク低減を図っております。
- ② 投資有価証券は主として取引先企業との業務等に関連する長期保有目的の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されており、毎月時価の状況を把握し、保有状況を見直しております。
- ③ 営業債務である支払手形及び買掛金は全て1年以内の支払期日であります。また、その一部には輸入に伴う外貨建てのものがあり為替の変動リスクに晒されており、リスク軽減のため相場の状況により先物為替予約取引を行っております。

- ④ 借入金および社債は、主に短期のものは運転資金であり、長期のものは設備投資に必要な資金調達を目的としたものであります。
- ⑤ リース債務は、主に設備投資に係る資金調達であります。
- ⑥ デリバティブ取引は通常の営業過程における輸出入取引の為替相場の変動によるリスクを軽減するための先物為替予約取引（主に包括予約）であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計方針に関する事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が存在しない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表に含めておりません（(注)2参照）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	660,547	660,547	—
(2) 受取手形及び売掛金	580,890	580,890	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	106,660	106,660	—
資 産 計	1,348,098	1,348,098	—
(1) 支払手形及び買掛金	316,268	316,268	—
(2) 短期借入金	30,000	30,000	—
(3) 社債 （1年内償還予定の 社債を含む）	340,000	339,202	△797
(4) 長期借入金 （1年内返済予定の 長期借入金を含む）	404,554	403,832	△721
(5) リース債務 （1年内返済予定の リース債務を含む）	26,127	26,127	—
負 債 計	1,116,949	1,115,430	△1,519

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、ならびに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、ならびに(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債、(4) 長期借入金および(5) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入、社債の発行、またはリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	965
ミューチュアル・ファンド	504,542

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

当連結会計年度末における賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額

389円57銭

1 株当たり当期純利益

25円98銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) デリバティブ等の評価基準および評価方法

デリバティブ 時価法

(3) たな卸資産の評価基準および評価方法

商品、製品、原材料、仕掛品、貯蔵品 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

食品工場、不動産開発事業用の
有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

上記以外の有形固定資産
（リース資産を除く）

定率法 但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リースに係る資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リースに係る資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

長期前払費用

定額法

- | | |
|---------------------------|---|
| 3. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準 | 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、為替予約等の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約等の円貨額に換算しております。 |
| 4. 引当金の計上基準 | |
| 貸倒引当金 | 債権の貸倒れの損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| 賞与引当金 | 従業員に対して支給する賞与に充てるため、当期に負担すべき支給見込額を計上しております。 |
| 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務見込額に基づき計上しております。退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 |
| 5. ヘッジ会計の方法 | 繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を適用しております。 |
| ヘッジ手段とヘッジ対象 | 外貨建取引の為替変動リスクを回避するため、先物為替予約取引（主として包括予約）を行っております。 |
| ヘッジ方針 | 外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避するために、外貨建買掛金および成約高の範囲内で為替予約取引を行うこととし、投機目的のための取引は行わない方針であります。 |
| ヘッジ有効性評価の方法 | ヘッジの有効性については、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額の累計を基礎に評価しております。 |
| 6. 消費税等の処理方法 | 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。 |

(表示方法の変更に関する注記)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の貸借対照表に計上した金額

繰延税金資産 54,204千円

(2) 見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結注記表(会計上の見積りに関する注記)の2.に記載している内容と同一であるため、省略しております。

(追加情報)

連結注記表(追加情報)に記載している内容と同一であるため、省略しております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保提供資産

担保に供している資産は次の通りであります。

財団を組成して担保に供している資産	建 物 ・ 構 築 物	193,312千円
	機 械 装 置	22,536千円
	土 地	451,940千円
	計	667,788千円
その他担保に供している資産	投 資 有 価 証 券	93,973千円
	土 地	12,958千円
	計	106,931千円

担保対応債務は次の通りであります。

長 期 借 入 金	115,867千円
(1年内返済予定分を含む)	
社債〔銀行保証付無担保社債〕	75,000千円
(1年内償還予定分を含む)	
計	190,867千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

1,822,917千円

3. 受取手形割引高		9,414千円
4. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務	短期金銭債権	10,392千円
	短期金銭債務	12,772千円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高	営業取引高	
	売上高	45,366千円
	仕入高	130,865千円
	その他の営業取引高	174千円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数	(普通株式)	7千株
---------------	--------	-----

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳		
繰延税金資産		
賞与引当金		10,461千円
未払費用		2,856千円
貸倒引当金		25,206千円
ゴルフ会員権等		4,187千円
減損損失		9,459千円
退職給付引当金		6,640千円
投資有価証券評価損		13,054千円
その他有価証券評価差額金		14,535千円
繰越欠損金		118,711千円
その他		6,132千円
繰延税金資産小計		211,245千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額		△90,553千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額		△66,487千円
評価性引当額小計		△157,041千円
繰延税金資産合計		54,204千円

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社および関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	サハキットウ イサーンカン パニーリミテ ッド	99.9% (注) 1	役員の兼任 2名	自動車マットの仕 入(注) 3	130,865	支払手形 買掛金	12,437 258

- (注) 1. 議決権比率は緊密な者等の所有割合51.1%を含めて記載しております。
 2. 関連当事者との取引に記載した金額のうち、取引金額は消費税を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。
 3. 取引条件および取引条件の決定方針等
 価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして、その都度交渉のうえで決定しております。

2. 役員および個人主要株主等

属性	氏名	事業の内容 または職業	議決権等の 被所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	中本広太郎	当社 代表取締役	直接 1.84	当社の借入金に対し 債務保証を受けてお ります。	被債務保証 (注) 2	89,991	—	—

- (注) 1. 関連当事者との取引に記載した金額のうち、取引金額は消費税を含んでおりません。
 2. 取引条件および取引条件の決定方針等
 代表取締役社長中本広太郎より日新信用金庫89,991千円の借入金に対し債務保証を受けております。
 なお、当社は当該債務保証について保証料の支払および担保提供を行っておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	236円58銭
1 株当たり当期純利益	34円95銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。